

平成13年5月16日
監査委員決定

平成12年度公営企業各会計決算審査実施計画

1 実施方針

平成13年度監査基本計画に基づき、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態及び建設改良事業について意見を付する。

なお、意見を付するに当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかどうかを主眼として、企業経営のあり方について検討を加える。

2 審査期間

平成13年6月1日（金）から同年8月1日（水）までの間（講評を含む。）に実施する。

3 実地審査場所及び日程

別紙日程表のとおりとする。

4 審査の通知及び意見書の送付及び公表

知事等関係機関に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付及び公表は、全会計の講評終了後速やかに行う。

5 留意する事項

審査に当たっては、次の基本的事項を勘案のうえ、分析方法、手続等を十分検討し、事前準備の充実を期すこととする。

【基本的事項】

1 決算に関するもの

- (1) 決算計数の確認
- (2) 他会計との経費負担区分の適正性
- (3) 収益及び費用の所属年度区分の適正性
- (4) 資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てん財源の適正性
- (5) 収益的収支と資本的収支との経理区分の適正性
- (6) 固定資産の増減処理の確認
- (7) 減価償却の適正性

2 経営管理に関するもの

- (1) 前年度決算額との差異分析
- (2) 予算額と決算額との差異分析
- (3) 予定業務量と執行実績との差異分析
- (4) 建設改良工事の執行状況の分析
- (5) 資金運用状況の分析
- (6) 比率（経営比率、財務比率）分析による経営状況のは握
- (7) 施設・設備等の稼働状況の分析
- (8) 経営計画、施設設備整備計画などの計画とその執行状況のは握
- (9) 経営努力とその成果

(監 査 第 三 課)

月	日	曜						
6	1	金						
	2	土						
	3	日						
	4	月						
	5	火						
	6	水						
	7	木	中央卸売市場（決算）	衛生局（決算）	港湾局（決算）	交通局（決算）	水道局（決算）	下水道局（決算）
	8	金	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	9	土						
	10	日						
	11	月	中央卸売市場（決算）	衛生局（決算）	港湾局（決算）	交通局（決算）	水道局（決算）	下水道局（決算）
	12	火	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	13	水	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	14	木	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	15	金						
	16	土						
	17	日						
	18	月	中央卸売市場（決算）	衛生局（決算）	港湾局（決算）	交通局（決算）	水道局（決算）	下水道局（決算）
	19	火	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	20	水	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	21	木	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	22	金			〃	〃	〃	〃
	23	土						
	24	日						
	25	月			港湾局（決算）			下水道局（決算）
	26	火						
	27	水						
	28	木						
	29	金						
	30	土						
講 評		中央卸売市場、衛生局、港湾局、交通局、水道局、下水道局 8月1日						

平成13年 6月